新聞　新聞定価 月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 130円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

## 中国残留婦人訴訟

# 「被害認定、なぜ棄却」

## 原告「無念、祖国とは」

朝日 2006 2/16

実質的な救済の手は差し伸べられなかった――中国残留婦人らが国の責任を問うた訴訟で、東京地裁は15日、政治的責務の怠慢があったことを認めながらも、原告の請求を退けた。原告からは「本当に私たちのことをわかっているのか」と疑問の声があがった。

＝1面参照

記者会見する原告の鈴木則子さん（中央）と、藤井武子さん（奥）＝東京都千代田区霞が関で

「裁判官は一歩引いている」

東京地裁の101号法廷。15日午後1時30分すぎ、野山宏裁判長が主文に続いて判決理由を読み上げるのを聞きながら、原告の鈴木則子さん(77)は思った。「ここまで被害事実を認定しているのに、どうして棄却という結論になるのか」

鈴木さんは43年、開拓団員として家族で中国に渡った。敗戦で、ソ連兵や、暴民と化した中国人に襲われた。

着るものさえもはぎ取られ、裸で逃げまどった。逃避行の中、姉は5カ月の我が子を絞め殺し、半狂乱に。強姦(ごうかん)され、殺される女性も後を絶たなかった。

やりで殺された女性が息を引き取る前、「なぜ私たちはこんな目に遭わなくてはいけないのか。生きて帰ったら国や家族に伝えてほしい」と言った。

鈴木さんはその言葉を胸に生き抜いた。

ボランティアの説得で帰国に同意した親族の手続きで78年に一時帰国。中国に戻れば、二度と日本には帰ってこられないと、そのまま定住した。

洋裁や清掃の仕事をしながら、夫や子どもを自力で呼び寄せた。日本語教育や就職など国からの支援はなかった。

20年以上、帰国者に対する特別援護法の制定などを訴え続けてきたが、行政も国会も動かなかった。最後の手段として立ち上がった裁判だった。

月5万円の年金生活の中、逃避行の途中で痛めた左足を引きずりながら法廷に通い続けた。

「判決は残念というより、無念。祖国とは何なのか。本当に情けない。自分のため、みんなのために、息がある限り頑張る」。記者会見で鈴木さんは、控訴への決意を語った。

◇

判決に目を通した厚労省幹部は「意外で厳しい判決。ほかの訴訟にも少なからず影響を与えかねない」と話した。

幹部は「中国残留邦人だけ特別扱いすることは国としては考えていない。シベリア抑留者も終戦直後の引き揚げ者も同じ」とし、「判決は、国による給付金制度を立法措置としてつくれというようにも読めるが、戦争の惨禍を受けた人はほかにもいるのに、中国残留の人だけ、金を出せというのは違う」と反発した。

そして、「日本語教育や就労支援など必要なことはやる。足りないと言われたらそれまでだが、制度としてはかなり拡充してきたつもりだ」と付け加えた。

### 原告少なく 立証に限界

《解説》中国残留婦人らによる国家賠償訴訟で15日の東京地裁判決は、原告が訴えていた事実をほぼそのまま認定し、原告の被害を正面から受け止めた。だが、「国家賠償法上の違法性の可能性も十分にある」としながらも、「そこにいま一歩届かなかった」として棄却の結論を導き出した。

これは裁判所の逡巡(しゅんじゅん)とともに、残留婦人らの代表とはいえ、原告の数の少なさの限界が表れたともいえる。日中の国交正常化後に国費で永住帰国した残留婦人らだけでも約3800人いる。戦後60年に及ぶ国の不備を具体的に立証するには、3人では網羅しきれなかった面がある。

敗戦時13歳以上だった残留婦人は、女性として過酷な経験を強いられ、証言することを戸惑う人も少なくない。残留邦人としては全国で初めて提訴した今回の裁判は、原告として3人が集まるのがやっとだった。

一方、残留孤児らによる国家賠償訴訟は「集団訴訟」と呼ばれ、02年12月の東京地裁での提訴を皮切りに全国に広がる。原告は全国15の地裁で、帰国孤児の8割を超える約2100人にのぼる。

全国最多の原告を抱える東京地裁の1次訴訟が5月に結審する。また、昨夏の大阪の敗訴判決後には、国会議員による与党プロジェクトチーム発足、老後の生活保障方策を探るなど、裁判の動きも出ている。

こうした中、残留邦人らにほかの戦争被害者とは異なる特性を認めた上で、政治的責務に怠慢があったことを繰り返し言及している今回の判決は、「結論は不当だが、認定された事実は我々の裁判や全面解決への大きな一里塚になる」（集団訴訟弁護団の小野寺利孝弁護士）と受け止められている。

（編集委員・大久保真紀）

### 「法律論に逃げ 国救済の判決」

名古屋訴訟の弁護士

中国残留日本人をめぐっては、名古屋地裁でも愛知、岐阜、三重の3県などの計210人が国に総額約69億円（1人当たり3300万円）の賠償を求めており、秋にも結審する見通しだ。

原告弁護団の滝康暢弁護士はこの日の判決について、「残留日本人の被害実態を認め、国を厳しく批判した点は評価できる」とする一方、「法律論に逃げ込み、国を救済する判決だ。名古屋訴訟では今回の判決の成果と限界を踏まえ、国の政策の違法性を認める判決を求めていきたい」と語った。